

令和4年 第2回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和4年3月25日（金）15時00分から16時00分
2. 開催場所：宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	○
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	○	10	富田 高治	—
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	—
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第3号	農業経営基盤強化促進事業について
日程第3	議案第4号	農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議について
日程第4		報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	菅原 隆行
	事務局次長兼産業観光課副課長	飯山 武
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	伊与泉 勝
	農地調整担当主事	小林 美香

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒の実施、換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席議員は12名、欠席委員は2名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「4番中村一男委員」と「5番齋藤幸江委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第3号「農業経営基盤強化促進事業について」を上程いたします。今月は新規の案件が33件、更新の案件が22件ございます。

審議は全案件の説明終了後、借受人ごとにまとめてご審議願いますがよろしいでしょうか。

< 異議なし > の声

それでは、「借受人ごとにまとめて審議する」ことといたします。

また、案件のうち、農業委員会法第31条第1項及び宮代町農業委員会会議規則第11条の「議事参与の制限」に該当する説明・審議の際は、該当委員にはご退席いただくこととなるため、これらの案件から説明・審議を進めさせていただきたいと思っております。それ以外の審議は全案件の説明終了後、まとめてご審議願います。今回は24番から33番、35番から38番までが該当しますので、はじめに■■委員退席願います。

< ■■委員 退席 >

それでは事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。本案件は農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の利用権設定の申出でございます。こちらにつきましては、農地法によらず、農地の利用権移動を設定するものです。それでは、資料のご用意をお願いいたします。

今月は新規の案件が33件、更新の案件が22件ございます。議事参与の制限

に該当する案件については戸別にご審議いただきます。なお、新規の案件はスクリーンに位置を映しますが、更新の案件につきましては議案書読み上げ等省略させていただきます。それでは、■■委員に關係する24番～33番の新規案件、35番～38番の更新案件についてご説明いたします。

(議案書読み上げ)

以上、ご審議お願いいたします。

(会長)

それでは24番～33番の新規案件についてご審議願います。

それでは、この件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続いて35番～38番の更新案件についてご審議願います。

それでは、この件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。■■委員お戻り下さい。

<■■委員 着席>

「議事参与の制限」に該当する案件は以上となります。
続きまして残りの新規案件について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、説明いたします。

(議案書読み上げ)

以上、ご審議お願いいたします。

(会長)

それでは新規案件についてご審議願います。

それでは1番の件に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

<全員挙手>

それではこの件については「決定」とすることといたします。

続きまして、2番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、3番4番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、5番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、6番の件に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

<全員挙手>

それではこの件については「決定」とすることといたします。

続きまして、7番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、8番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、9番10番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、11番12番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、13番～22番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、23番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして更新案件について事務局説明願います。

(事務局)

以下は更新案件となりますので、議案書の読み上げ等は省略させていただきます。以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

(会長)

それでは更新案件についてご審議願います。

それでは、34番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続いて、39番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続いて、40番～42番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続いて、43番44番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続いて、45番46番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続いて、47番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続いて、48番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続いて、49番～51番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続いて、52番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続いて、53番～55番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第4号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議について」を上程いたします。今回は除外の申出が5件ございます。それでは、事務局説明をお願いします。

(事務局)

それではご説明いたします。除外につきまして合計5件の申出がございました。それでは1件ずつご説明いたします。

1件目の申出地は宮代町■■■にございます畑1筆で、面積は73㎡となっております。

事業計画者は宮代町内にお住まいの方で、転用目的は敷地拡張です。権利の移転形態は所有権移転です。

申出地の位置につきましては、■■■■■の西側100m、■■■の南側100mにある土地でございます。なお、農地種別につきましては、第2種農地となっております。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申請者は申出地に隣接する曾祖父が建てた住居に生まれた時以来お住まいになっておりますが、長年にわたり住宅敷地が公道に接していない状態でありました。緊急車両やトイレの汲み取り車両が自宅近くまで近づけず、また自家用車も自宅の隣接には置くことができず、自宅から離れた場所に駐車場を借りているとのことでした。

以上を解消するため、自宅と公道との間の農地を住宅敷地といたく今回の申出となりました。土地利用計画図になります。申出地は全体に砂利を敷締め駐車場を予定されており、車2台分のスペースが計画されています。隣接する農地は1筆で境界にブロックを設置する計画です。現況の写真がこちらになります。

2件目の申出地は宮代町■■■にございます畑1筆で、面積は999㎡となっております。

事業計画者は、宮代町内の法人で、転用目的は資材置場です。権利の移転形態は所有権移転です。

申出地の位置につきましては、■■■■■の北側150mにあるこちらの土地でございます。なお、農地種別につきましては、第2種農地となっております。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申請者は町内に事業所を構

え、土木・建設工事、特に外構工事を目的に営業しております。

現在、町内に2箇所資材及び業務用車両の置場を設けています。年々仕事量も増え、新たな資材置場が必要になったことにより今回申出に至ったとのこと
です。

土地利用計画図になります。外壁工事で使うブロック類を置く計画です。種類・色・設置箇所が異なるブロックが67種類あり、それらを種類ごとに合計73個のパレットに置く計画になっています。

隣接する農地との境には、コンクリートブロックを設置します。現況の写真がこちらになります。

3件目の申請地は宮代町■■■にございます田2筆で、面積は893㎡となっております。

事業計画者は、春日部市にお住まいの方です。転用目的は自動車修理工場です。権利の移転形態は所有権移転です。

申出地の位置につきましては、■■■■■■■■・■■■■■■■■の向い側になります。農地種別につきましては、第2種農地となっております。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申請者は宮代町■■■地内で、土地・建物を賃貸し平成9年より個人で自動車板金塗装の営業を行っています。お客様からの要望に応えるため車検整備が可能な設備が必要となり新規で工場を設けるとのことで今回の申出となりました。

土地利用計画図になります。建築面積287㎡の建物を予定し、塗装、板金、車検整備、事務所に区切り利用する計画となっております。

建物以外の敷地には、10台分の駐車スペースを確保します。事務所内の生活排水は合併浄化槽を経て用水路に放流されます。また、各作業スペースからの排水は油水分離槽を経ることにより油分を分離した排水のみが用水路に放流されます。隣接する農地は1筆ございます。境には、コンクリートブロックを設置します。現況の写真がこちらになります。

4件目の申請地は宮代町■■■にございます田1筆で、面積は711㎡となっております。

事業計画者は、千葉県松戸市の法人でございます。転用目的は児童発達支援事業所です。権利の移転形態は、賃貸借権設定です。

申出地の位置につきましては、■■■■の東側300m、■■■■の北西にある土地でございます。なお、農地種別につきましては、第2種農地となっております。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。事業を計画している法人の

代表社員の方は、久喜市の障害児通所事業所の管理者として勤務し、令和2年に独立し当法人を設立。令和3年4月に白岡市において児童発達支援事業所を開設しました。

1日の定員は10名ですが既に定員に達している状態です。近隣市町村からの問い合わせは多く寄せられるが、受けられない状態との事です。これらに対応できるように宮代町内で開設を検討し、今回の申出となりました。

土地利用計画図になります。建築面積128㎡の建物を予定しております。建物以外の敷地には、園庭及び9台分の駐車スペースを確保します。

生活排水は合併浄化槽を経て隣接する道路側溝に放流、または近隣を流れている下水道に放流するか検討しているところです。

隣接に農業用水路がございます。雨水・土砂の流出が無いよう、コンクリートブロック土留めを設ける予定とのことです。現況の写真がこちらになります。

5件目の申請地は■■■にございます畑1筆で、面積は1,474㎡のうち999㎡です。

事業計画者は、春日部市にお住まいの方です。転用目的は農家住宅です。権利の移転形態は、所有権移転です。

申出地の位置につきましては、■■■■■の東側400m、■■■■■■■■■の北側600mにある土地でございます。なお、農地種別につきましては、第1種農地となっております。

申請者の営農状況ですが、平成30年4月、■■■地内の農地6,395㎡に利用権を設定し耕作を開始しました。その後、利用権の期間が終了した令和3年4月に農地法3条により同地を取得しました。

また、令和3年11月に、同じく■■■地内の農地8,207㎡を農地法3条により取得され、現在は14,602㎡を耕作しております。

農機具の所有状況ですが、トラクター・コンバイン・田植え機・乾燥機・糶摺り機等を所有し、■■■地内にある倉庫に保管しています。

申請者は現在、春日部市にお住まいですが、自宅の売却を予定しております。また、現在使っている農機具倉庫が手狭とのことです。

このことから、農家住宅の建設を目的に、今回の申出がありました。

土地利用計画図になります。建築面積120㎡の居宅及び200㎡の農業用倉庫を予定しております。

以上で説明を終了させていただきます。

(会長)

それでは1件目の案件についてご審議願います。

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることといたします。続きまして、2件目の案件について、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることといたします。続きまして、3件目の案件について、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることといたします。続きまして、4件目の案件について、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、5件目の案件について、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることといたします。

以上の審議をもちまして、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更に係る

農業委員会協議会について」は宮代町長への回答とさせていただきます。

(会長)

続きまして、日程第4「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が3月10日となっております。10日までに、2月分も

含めて4条届出はなく、5条届出が10件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和4年第2回農業委員会総会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和4年4月25日

会 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印